

## 2020 年度活動方針案

規約の「第 5 条(活動の内容)」に沿い、2020 年度は以下の具体的活動を行う。

(1) 市民自治を高めるため、原発問題やその他の課題について、各自治体における住民投票の実施を支援する。具体的には、各地の住民投票運動体と連携し、ノウハウの共有や人的交流などを図る。

・原発問題では、原発立地地域その他での都道府県単位、基礎自治体単位での住民投票運動を支援する。特に、現在直接請求を企画検討中の鳥取県境港市、米子市の直接請求運動を積極的に支援する。また、新規に運動を起こす地域・団体が出てくるよう、働きかけを行う。

・原発以外の課題についても、市民参加・市民自治の裾野を広げるべく、国内外での住民投票運動・住民投票の実施を伝え、支援する活動を行う。

・住民投票の直接請求に関する過去の経験・知識を文書にまとめ、他団体の支援時に役立てられるようにする。まとめた内容は、テーマごとに Web サイトに順次掲載する。

(2) 諮問型「原発」国民投票法の成立のため、過半数の国会議員の賛同を得るべく、働きかけを行う。

・2020 年度中に総選挙があった場合には、立候補予定者に公開質問状を送付し、「原発」国民投票実施についての是非を問う。

・請願署名の紹介議員になってくれた議員や、公開質問状等で「原発」国民投票に賛意を示した議員との関係を深める。それらの手段として、各地で議員・候補者との小集会を開催することを目指す。

・署名集めの継続実施について、検討する。

(3) 世論を盛り上げる周知活動を行う

・福島第一原発の事故および国会設立から 10 年を迎えるにあたり、それに相応しい活動を行う。

・全国各地で街頭活動や展示活動、上映会や学習会などのイベントを行い、自分たちの力量を高めるとともに、署名者、賛同人、会員を増やし、賛同の輪を広げる。

・原発の是非に関連する事項について、情報を提供したり、議論・対話の機会を設けたりすることで、世論を盛り上げる。